### 事 案 調 書(決 定 会 議)

 案件名
 第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について

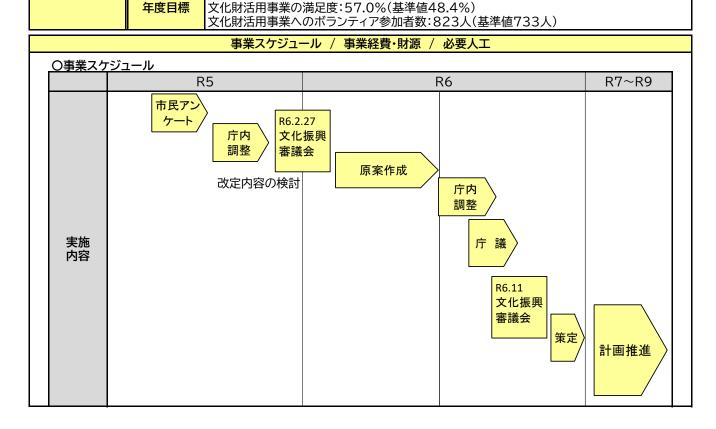
 所管
 市民
 同区

 部
 文化振興
 課
 担当者
 内線

### 事案概要

令和元年度末に策定した第3次さがみはら文化芸術振興プランについて、文化芸術を取り巻く状況の変化や施策の取組状況、アンケート調査結果を踏まえ、成果指標の見直しや取り組むべき施策を整理する必要があることから改定するもの。

### 審議事項 したいこと及び 第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定案の承認 想定(希望) している結論 審議結果 ○原案のとおり承認する。 (政策課記入) 関連法令や国計画、県条例を踏まえつつ、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資 源を活かした観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組などを計画に位置付ける 事業効果 ことで、令和7年度以降の文化振興の方向性を明確にし、必要な施策を推進するもの。 文化芸術に親しんでいる市民の割合、 効果測定指標 32 施策番号 事業効果 文化芸術事業の入込客数 等 総合計画との関連 <目標値>R9年度 ← <基準値>R元年度 文化芸術に親しんでいる市民の割合:73.5%(R元年:基準値71.1%) 市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数:584,400人(基準値569,450人) 事業効果



O	業経費・財	  源										(千円)									
	項目	補助率/充	当率	R6		R7		R8	R9	R10	R11	R12									
事第		費)						-													
	うち任意分		$\overline{}$																		
	国、県支出																				
特財	地方債	1312																			
財																					
その他		$\overline{}$	0					0	0	0	0										
一般財源				0		0		0	0	0	0	0									
10.	うち任意分																				
	出する財源																				
	財源拠出見			0		0		0	0	0	0	0									
元利	償還金(交付	税措置分を除	<)																		
( ]	出する財源 税源涵書 事業の税収	ē 効果)										(1									
Où		業実施に当	たり、新		配置を刻	<u> </u>	<u>み記入</u>			D10	D11	(人工)									
	項目			R6		R7		R8	R9	R10	R11	R12									
	施に係る人																				
	]で捻出する人																				
:	必要な人工	C=A	-B	0		0		0	0	0	0	0									
局内	りで捻出する	る人工概要																			
	SDGs	frêt		2 1111		4 =====================================	⁵ @	The second second			<b>11</b>	9 ::::									
	ゴールにC	10 :::			CO	13 :::::	H		16 #	22	₩ •										
				0				報道への情報提供													
	1程等 整事項	条例等の調	<b>制整</b>	なし	議会扱	と実時期		幹			なし										
即93	正学识	パブリックコメ	ハント	なし <mark>時期</mark> iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii					議会への情報提供なり												
	=田東4立7 □	1夕华			事	前調整、検討		取力点 经9	3												
調整部局名等						い百日 なっぐつ	調整内容・結果														
レ世		シリフマift	IKO.	R6.2 改定を行う項目及び改定内容に係る検討を実施し、原案のとおり承認。																	
七芸	術推進検	-3			R6.10 プラン改定文案について検討を実施し、原案のとおり承認。																
比芸	//	- 3 2 - 13 - 1	R6	.10 プ	フン改定	三又条に ノい	・く作品		原条の こ		5.0										
比芸		- 3	R6	.10 プ	フン改定	・	・く作品		原条のと												
七芸			R6	.10 プ	フン改定	三又条に ノい	いて作品	1 C X 11 C X	原条のと												
上芸 一			R6	.10 プラ	フン改定	三人条に ノい	いて作品	1 E X/18 O C	原条のと												
七芸			R6	.10 プ	フン改定	EX条に JV	で保証	1 2 × 10 C	原条のと												
比芸			R6	.10 プ	フン改定 	三文条に ブル	で保証	1 C X / B O V	原条のと												
七芸			R6	.10 プ	フン改定 	三文条に ル	· C 快高	1 C X / B O V	原条のと												
比芸			R6	.10 プ	フン改定	三文条に ル	て代語	1 C X / B O V	原条のと												
			R6.	.10 プ	フン改定	三文条に ル	1 C 作文言	1 C X / B O V	原 <del>素</del> のC												

備考

【文化芸術推進検討会議構成員】シティプロモーション戦略課、観光政策課、高齢・障害者福祉課、 こども・若者支援課、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、学校教育課、生涯等 文化財保護課、図書館、博物館 (オブザーバー)城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

### 庁議におけるこれまでの議論

【成果指標、項目の見直しについて】

- ○(経営監理課長)令和9年度目標値を達成している成果指標 I 、II については目標値の上方修正 を行わないのか。
- →(文化振興課長)達成した指標 I は低い目標値ではなく、指標 II についても今後の推移を見極める必要があるといった審議会からの意見を踏まえ据え置きとした。

### 調整会議の

→(経営監理課長)今回新規で成果指標に設定した「特色ある文化芸術事業の入込客数」について、 実績を計上する事業を「フォトシティさがみはら」、「さがみ風っ子文化祭事業」、「藤野ふるさと芸術 村メッセージ事業」の3つとしているが、今後、当該事業の見直しや入れ替えを想定しているか。

### 主な議論

→(文化振興課長)審議会から、フォトシティさがみはらをはじめとした特色ある事業に対する成果 指標の設置について提案があったため、当該3事業のみ実績として計上する方針である。

→(経営監理課長)重点項目の見直しに追加された「オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の 充実」については、どの成果指標に反映されるのか。

### (10/22)

- →(文化振興課長)文化振興課で発信したYouTubeの再生回数が「市が主催・共催・後援した文化 芸術事業の入込客数」に反映される。
- ○(人事給与課総括副主幹)計画の見直しに当たり、他部局の施策との整理もされているか。今後、 見直しする事業についても、調整済であるか。
- →(文化振興課長)他部局の事業も実績として反映されており、見直し内容についても、推進会議に 諮り承認をいただいている。
- ○(経営監理課長)「(仮称)文化振興プラザの検討」について、交流を深めたりすることができる「プラザ(広場)」のような機能や場の創出とあるが、検討の結果によっては施設等を整備しない可能性もあるか。
- →(文化振興課長)検討結果によっては、そうした可能性もある。
- →(経営監理課長)南市民ホールの廃止なども成果指標に影響しているのか。
- →(文化振興課長)代替施設の利用状況などにもよるが、当該施設を利用したイベントの入込客数等には影響はあると思う。
- →(総務法制課長)「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業」は市ホームページに掲載情報がない。今後、文化振興課のページなどからも周知発信をしていただくとよい。
- ○(政策課長)(仮称)文化振興プラザの検討について、具体的にどのように検討するのか。
- →(文化振興課長)庁内検討組織の立ち上げや審議会など様々な手法が考えられるが、検討体制も 含めて今後検討する。
- 〇(総務法制課長)今後、検討する条例については、理念的な条例を想定しているか。
- →(文化振興課長)現時点では具体的な想定はなく、市議会において何度か条例の検討について要望を受けており、条例の必要性も含めて検討したいと考えている。

### 【改定スケジュールについて】

- ○(総務法制課長)令和5年度に中間見直しを行わなかったのはなぜか。
- →(文化振興課長)令和5年度に市民アンケートを行い、その結果を踏まえて令和6年度に見直しを行うという2か年のスケジュールを設定していたためである。

<原案のとおり、上部会議に付議する>

【項目の見直しについて】

〇(市長公室長)「(仮称)文化振興プラザの検討」を重点項目に設定した経過は。

→(文化振興課長)令和5年度の市民アンケート調査により「文化的な活動を通じて地域団体や サークルなどに加わりたい」と考える市民が約4割いることを踏まえて、「市民が団体やアーティス ト等と交流する機会や機能」の必要性を検討するものである。

### 決定会議の 主な議論

- →(市長公室長)本改定後の計画期間が令和7年度から令和9年度までの3年間であるが、計画期 間内に検討するという理解でよいか。
- →(文化振興課長)そのとおりである。

〇(総務局長)計画期間内に「(仮称)文化振興プラザの検討」を行うとしているが、当該検討を新規 項目として追加するとなると、施設などのハード機能の整備を念頭に置いていると受け取られ、誤 解を生じかねない。既存の項目の中で検討を行うなど、見せ方については工夫が必要ではないか。 また、市民団体、サークル、公民館など様々な団体が活動する中、既存の機能を生かし向上させる という考え方もあると思う。市民が求めている「市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機 能」が「(仮称)文化振興プラザ」であるかは検討が必要であると考える。

- ○(総務局長)eスポーツなど新しい領域が生まれており、年々文化芸術の範囲が広がっていると思
- われるが、本計画ではどこまでを対象とするのか。 →(文化振興課長)現状の計画においても文化の定義は定めているが、eスポーツなどの新たな分 野については、次期計画で検討することになると考える。 〇(財政局長)文化財建造物の活用方策の検討について、教育委員会とも調整はしているか。
- →(文化振興課長)現行計画でも文化財保護の活用は項目に含まれており、教育委員会とも調整 済である。
- →(財政局長)「(仮称)文化振興プラザの検討」について、項目として載せるのであれば、アセット マネジメント推進課とも調整いただきたい。
  - →(財政局長)「部活動の地域移行」については、教育委員会の所管であるか。
- →(文化振興課長)教職員の働き方改革の一環で始まった施策であり、教育委員会と市長部局が 連携して取組を進めている。
- →(財政局長)スポーツ分野の計画においても、部活動の地域移行は含まれているか。
- →(スポーツ・文化担当部長)現状は含まれておらず、計画見直しの際に盛り込む。
- →(財政局長)本計画で文化系の部活動が見直し項目になっているため、スポーツ系の部活動とも バランスをとっていただくよう意見として申し上げる。
- ○(総合政策・地方創生担当部長)「活動拠点の再整備」と「(仮称)文化振興プラザの検討」は項目 として分ける必要があるのか。
- →(文化振興課長)改めて整理する。
- 〇(総務法制課長)国において「地域移行」の名称を変更すると報道されている。改定時点におい て、正確な用語を使用できるよう調整していただきたい。
- 〇(市長公室長)「(仮称)文化振興プラザの検討」「文化芸術の振興に関する条例の検討」について は、実施の有無について調整会議であまり審議されていない中であり、今後の影響が大きい事業 である。
- →(スポーツ・文化担当部長)あくまで文化行政全体の方向性を検討するための選択肢の一つであ ると捉えており、資料の見せ方については再度整理したい。
- 〇(市長公室長)新規重点項目3つについて、意見を踏まえて再度整理いただきたい。

<継続審議とする。>

(10/29)

# 第3次 さがみはら文化芸術振興プランの 改定(中間見直し)について

令和6年11月8日 文化振興課

# 1. 概要

# <第3次さがみはら文化芸術振興プラン>

- ▶ 文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会を実現するとともに、全ての市民が文化芸術に関する活動を行う権利をお互いに尊重し合う社会の実現に寄与することを目的に策定した計画。
- ▶ 相模原市総合計画の部門別計画及び文化芸術基本法(平成13年法律第148号) に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定。

# <中間見直しについて>

- ▶ 令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間のうち、中間年に当たる令和5年度を目途に検証・評価を行い、その結果に応じて見直しを行うことを規定。
- ▶ 改定内容については、関係機関・専門家等で構成する市文化振興審議会及び文化芸術推進検討会議(庁内組織)において審議。
  - 【相模原市文化振興審議会】 (令和5年8月、令和6年2月開催)
  - 【文化芸術推進検討会議(庁内組織)】(令和6年1月、令和6年10月開催)
  - 【市民アンケート調査】 (令和5年9月実施)

# 2. 見直し内容について

# 第3次さがみはら文化芸術振興プラン改定版の主な構成

- 第1章 プランの改定に当たって
- 1 改定の経緯
- 2 改定版の基本的な考え方
- 3 計画期間
- 4 進行管理
- 第2章 本市の文化芸術を取り巻く状況
- 1 プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向
- 2 本市の取組
- 第3章 中間年までの施策の実施状況
- 1 プランで掲げる成果指標及び評価の推移
- 2 評価を踏まえた課題
- 3 アンケート調査から見る市民ニーズ
- 第4章 具体的な取組
- 1 成果指標の見直し
- 2 具体的な取組
- 第5章 重点項目

改定版の位置付け

文化芸術に係る状況等の変化に合わせた 内容へ更新

市民アンケートの調査結果や実績に応じた 成果指標の見直し、取組内容等の追加・修正

# 3. 改定概要①

# **□改定の経緯、基本的な考え方** 第1章 (P1~)

# 1 改定の経緯

令和2年3月の第3次さがみはら文化芸術振興プラン(以下、「第3次プラン」という。) 策定後から、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化や取組実績、課題等を踏ま え、成果指標の見直しや今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、 改定を行うもの。

# 2 改定の基本的な考え方

- ▶ 文化芸術を創造し醸成するためには 時間をかけて継続的に取り組むことが重要
- ▶ 文化芸術の範囲や<u>基本理念、基本目標は</u>長期的 なものとして維持・継続
- ➤ 新型コロナが文化芸術に与えた影響や第3次プラン策定以降に全国的に検討が始まった事項等を踏まえ、成果指標を見直すとともに、主な取組や重点項目を一部修正・追加

# 基本理念 「心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら」 基本目標 (I~V) 成果指標 主な取組/重点項目 状況・実績に応じた見直し

# 3 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3年間 (第3次プラン全体の計画期間は令和2年度から令和9年度までの8年間)

# 3. 改定概要②

# 本市の文化芸術を取り巻く状況 第2章 (P3~)

○第3次プラン策定後の文化芸術をめぐる主な動向

### 第3次さがみはら文化芸術振興プラン(令和2年3月)

社会状況の変化

### 新型コロナが文化芸術に与えた 影響

- ▶ 多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、市民等が文化芸術に触れる機会が減少
- ▶ アーティストや文化芸術団体等は、 活動の場が失われ、経済的にも大 きな影響を受ける
- ➤ 不要不急の外出自粛が要請された ことで、入場者数や参加者数が大 幅に減少

### 市の取組

オンライン上で文化活動の成果を発表する機会を創出するとともに、身近な環境で作品を鑑賞できる機会を創出(SNSの運用、開催・制作費用の助成等)

### 国及び神奈川県の動向

### 文化観光推進法の制定(R2.4)

文化施設が地域の観光事業等と連携することで、施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていく

### 博物館法の改正(R4.4)

地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力向上に取り組むことが努力義務に位置付け

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定(R4.12)

学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな 地域クラブ活動の在り方の提示

### 文化芸術推進基本計画(第2期)の策定(R5.3)

令和5年~9年度の国による計画。"ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進""文化資源の保存と活用の一層の促進"など

### 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行(R5.4)

障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策を位置付け

### 第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版(令和7年3月)

### 【上記を踏まえた見直しの方向性】

関連法令や国計画、県条例を参酌した中で、SNSを活用したオンライン配信の充実、文化芸術資源を活かした 観光や地域の活性化、部活動の地域移行に向けた取組など既存施策の充実や新たな施策・重点項目等へ位置付け

# 3. 改定概要3-1

<sup>これまでの</sup> **施策の実施状況** ~成果指標~

第3章 (P8~)

評価基準

S:予定を上回る効果があり着実に進捗している(達成率100%)

A:予定どおり進んでおり、概ね順調に進捗している(達成率80%以上)

B:一部で予定どおり進んでおらず、やや進捗が遅れている(達成率60%以上)

○第3次プランで掲げる成果指標

廿★□−━	指標	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和9年度
基本目標	1日 <b>信</b>	(目標値)		(目標値)		(目標値)		目標値
I 市民の文化芸術活動の活性化	文化芸術に親しんで いる市民の割合	6 <b>7.0</b> % (71.7%)	Α	76.6% (72.0%)	S	76.6% (72.3%)		73.5%
II 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出	市が主催・共催・後援 した文化芸術事業の 入込客数	<b>506,844人</b> (574,334人)	Α	<b>538,273</b> 人 (575,680人)	Α	<u>585,486人</u> (577,700人)	<b>11</b> 月 開	584,400人
Ⅲ 次代の文化芸術を担う人材の育成	市が主催・共催・後援 した子どもを対象と した事業の参加者数	<b>44,059</b> 人 (215,499人)	В	111,553人 (215,972人)	В	188,485人 (217,000人)	催の審議会	221,000人
TV 主見が添わる立化財の継承	文化財活用事業の 満足度	<u>65.8%</u> (51.1%)	Α	62.1% (52.0%)	S	<u>57.4%</u> (53.0%)	で	57.0%
IV 市民が誇れる文化財の継承	文化財活用事業への ボランティア参加者数	740人 (763人)		<u>1.097人</u> (773人)	າ	<u>1.119人</u> (783人)	決定	823人
∨ 文化芸術を生かしたまちづくりの推進	文化芸術を生かした 多様な主体のマッチ ング件数	<u>累計10件</u> (累計6件)	S	<u>累計19件</u> (累計9件)	S	<u>累計26件</u> (累計12件)		累計24件

※下線のある実績値は令和9年度の目標値を達成しているもの

### ○審議会における評価と見直しの方向性

コロナ禍の行動制限等の影響もあり、目標未達成の指標もあるが、概ね順調に取組が推進されている

「フォトシティさがみはら」「さがみ風っ子文化祭」といった特色ある文化芸術活動を実施しているが、評価する指標がない

- > コロナ禍を踏まえて大幅な見直しは行わないが、 目標値を大きく達成している指標については、更 なる取組の推進に向け、目標値の検討を行う
- 本市の特色である事業については、本市の魅力を発信する上でも適切な評価ができる指標を検討

# 3. 改定概要3-2

<sup>これまでの</sup> **施策の実施状況** ~市民アンケート調査~

第3章(P10~)

○アンケート調査から見る市民ニーズ

### 文化的な活動に参加するための施策

住んでいる地域やその近く、あるいはオンラインで文化芸術 を鑑賞することが出来る環境の充実

土日祝日・夜間での事業実施、活動参加に係る費用負担の軽減

オ	ン	ラ	1	ン	の	活用
---	---	---	---	---	---	----

電子・紙の両媒体による発信の 継続とともに、アフターコロナ も含め今後もオンラインによる 配信は必要

### 子ども・若者に向けた取組

"学校の授業で創作・鑑賞機会の 充実"、"文化施設での創作・鑑 賞機会の充実"の意見が多数

実施期間	令和5年9月1日(金)から22日(金)まで
対象者	16歳以上の市内在住者3,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出(外国人含む)
回答数	482件(回収率:16.1%)
調査方法	2次元コード付きはがき送付によるWEBアンケート

### 活動や鑑賞を行う上であると良い支援・施策

<市の取組>イベント等に関する情報発信や優れた芸術の鑑賞機会の充実、活動の発表・練習等を行う機会の創出

< 文化団体・民間企業等の取組 > 催し・活動を数多く開催すること や、観覧・鑑賞機会の提供

### 文化財の活用と継承

価値や魅力に関する情報発信、 身近な文化財に関心を持っても らう取組、飲食やギャラリー、 コンサートを行うホールとして 活用

### 文化芸術振興に係る条例制定

制定必要が4割 どちらとも言えないが3割強 不要が2割

- ○市民アンケート調査を踏まえた見直しの方向性
  - ○公民館などの<u>身近な地域等における文化事業</u>、<u>団体等への活動支援(補助金交付)</u>などを引き続き実施する。
- 〇コロナ禍で定着した**オンライン環境下での文化芸術作品の鑑賞機会**や**文化団体の活動状況を周知する取組の充実**を図る
- ○<u>日頃の活動成果を発表する機会の創出に引き続き取り組むとともに、文化団体や民間企業、関係機関と連携し、催しや作品</u> 鑑賞機会の充実を図る
- ○子どもや若者が文化芸術に親しめる学校訪問授業や子ども写真教室などの**地域文化教育を引き続き実施する**
- ○更なる文化芸術の振興を図るため、より**実効性のある文化行政のあり方を<u>検討</u>する**
- ○文化的な活動を通じて地域団体やサークルなどに加わりたいと考える市民が約4割いることを踏まえ、

市民が団体やアーティスト等と交流する機会や機能を検討する

# 3. 改定概要④

# **成果指標の見直し** 第4章(P15、16)

一部の成果指標について、既に令和9年度の目標を達成しているものもあることから、以下の内容で見直 しを行う。

### (1) 基本目標Ⅳ 市民が誇れる文化財の継承

	基本目標	指標	実績値		目標値				
	<b>基</b> 个日际		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
見直し	IV	文化財活用事業へ のボランティア参加者数	1,119人	改定案	1,126人	1,133人	1,140人	1,147人	
				当初	793人	803人	813人	823人	

**考え方** 毎年10人の増加を見込み定期的に新規会員を募集しているものの、全体的に高齢化で退会する方が増える見込みであることから毎年3名の減少を踏まえ、年7名増として設定。

### (2) 基本目標♥ 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

	基本目標	指標	実績値		目標値					
	基本日信 	1日(示	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
見直し	•	文化芸術を生かした多様な主体の	累計26件	改定案	累計32件	38件	44件	50件		
	7.7	マッチング件数		当初	累計15件	18件	21件	24件		
新規	V	特色ある文化芸術	25 221 1	改定案	37,540人	38,200人	38,860人	39,600人		
		事業の入込客数	35, 231人		新規設定					

### 考え方

- ▶毎年3件ずつ増加を見込んでいたものを、毎年6件ずつ増加させることに変更。
- ▶フォトシティさがみはら、さがみ風っ子文化祭事業、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業のR5年度開催実績を踏まえ、人口減少を考慮し、減少率を乗じた数値に年平均約2%上昇させることを新たな指標として設定。

# 3. 改定概要⑤

# ■具体的な取組の一部見直し

基本目標 I ~ V ごとに設定する"主な取組"、第3次プランの計画期間中に特に推進する"重点項目"について、社会状況等の変化やアンケート結果、審議会での審議を踏まえて項目の一部見直し及び追加を行う。

# 基本目標 I ~ V 主な取組

主な取組(基本目標 I 市民の文化芸術活動の活性化) 文化芸術活動の場の提供

市民アンケートの結果等を踏まえて取組内容に

主な取組(基本目標Ⅱ多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 を契機とした国際理解の推進 "さがプロ2020"の終了に伴い、主な取組の項目名を

➡ 「諸外国の文化芸術に触れる取組及び国際理解の推進」に変更

## 重点項目

1 地域文化教育の推進

2 情報発信の強化

主な取組の1つに「オンライン環境下における文化芸術鑑賞機会の充実」を追加 YouTubeを活用した作品鑑賞や文化活動の成果を発表する機会の創出に努める

3 活動拠点の再整備

- 4 文化財の保存・活用事業の推進
- 5 特色ある文化芸術事業の創造

- ・主な取組「特色ある文化芸術事業の実施と発信」に**"文化芸術資源を活かした観光** ・ **や地域の活性化"**を追加。
- ・主な取組の 1 つに「**新たなまちの魅力や価値を創出する文化行政のあり方の検討**」 を追加

# 4. 策定までのスケジュール

令和10年 3月

```
令和6年 10月 文化芸術推進検討会議(庁内組織)
          ⇒庁議
     11月 文化振興審議会 (プラン年次評価(令和5年度事業))
     12月 12月定例会 部会
      1月 パブリックコメント
令和7年
       3月 策定
           第3次さがみはら文化芸術振興プラン 改定版
          (3年間)
```

### 1 第3次さがみはら文化芸術振興プランの改定について

【市民局 文化振興課】

### (1) 主な意見等

- (南区役所副区長) 南区合同庁舎について、今年度中に基本構想を策定するスケジュール で進めているが、本プランが先行するかたちとなるが、整合性を図ることは可能か。
  - → (文化振興課長)基本目標に係る主な取組として今回追加した「身近な地域で文化的な活動や創造・交流ができる新たな機能・場の設置についての検討」の中で、今後の再編の動きについても対応できると考えている。
  - → (総合政策・地方創生担当部長) 当該視点は、重点項目にも含まれているか。
  - → (文化振興課長) 重点項目5つ目の「特色ある文化芸術事業の創造」に係る主な取組 として「新たなまちの魅力や価値を創出する文化行政のあり方の検討」にも含まれて いる。
- (総務局長) 本編の案について、具体的な取組内容も同じように読み取りができるか。
  - → (スポーツ・文化担当部長) 本編にも同様に反映していくが、詳細については、今後 調整する。

### (2) 結果

○原案のとおり承認する。